

ご存知ですか？「くまもと家庭教育支援条例」

県では、平成25年4月1日より「くまもと家庭教育支援条例」を施行しました。

これは、保護者が親として学び、成長していくことと、子どもが将来親になることについて大切なことを学ぶことを目的に全国で初めて熊本県で施行されました。

現在、村でも保育園、小学校、中学校のPTA総会などで「親の学び」プログラムを行っています。

子育ての悩み、保護者としての悩みを共有し今出来ることからはじめてみませんか？

〈問い合わせ〉教育委員会 社会教育係 TEL(67) 1602

育てよう！！地域の子ども

くまもと家庭教育支援条例

家庭は教育の原点です。本県では、全国に先駆けて「くまもと家庭教育支援条例」を制定し、県民みんなで家庭教育の支援に取り組んでいます。

保護者の役割(第6条)

休日は、子どもと一緒に遊びましょう。
親子の会話を楽しみましょう。
子どもの行事に参加しましょう。

地域の役割(第8条)

地域の行事に子どもを参加させましょう。
地域の歴史や伝統を子ども達に伝えていきましょう。

学校の役割(第7条)

家庭・地域と連携して、子どもの生活習慣、自立心、心身の調和のとれた発達を育みましょう。
家庭教育講座(「親の学び」講座)を実施しましょう。

事業者の役割(第9条)

従業員のワークライフバランスに努めましょう。
家庭教育を支援する取組みをしましょう。
(研修会、子育て講座等)

子ども達の健やかな成長に喜びを実感できる熊本の実現を目指しています。

熊本県教育庁教育総務局社会教育課 TEL:096-333-2698 FAX096-333-0089
Eメール:shakaikyoiu@pref.kumamoto.lg.jp

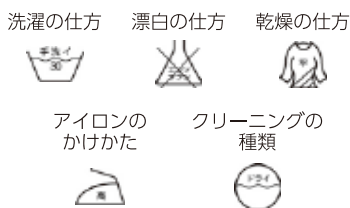
巡回相談日

1月10日(火) 白水保健センター相談室
1月17日(火) 長陽中央公民館

詳しくはこちらからもご覧ください。→



現行の洗濯表示(記号は一例)



新しい洗濯表示(記号は一例)



平成28年12月1日から衣類などの繊維製品の洗濯表示が新しい記号に変更されました。新しい洗濯表示では、ドラム式乾燥機などによる「タンブル乾燥」、色柄物の衣料品などの漂白に適用している「酸素系漂白剤」など新しい洗濯記号が追加されたり、適用温度がこれまでよりも細かく設定されたりすることにより、洗濯記号の種類が22種類から41種類に増えています。これにより、繊維製品の取り扱いに関するきめ細かい情報が提供されるようになり、洗濯によって衣類などが縮むまたは、色落ちするなどの洗濯トラブルの減少が期待できます。また、国内外で洗濯表示が統一されることにより、海外で購入した衣類などの繊維製品の取り扱いなどを円滑に行えるようになると考えられています。



Vol.46

【お問い合わせ】

南阿蘇消費者相談室
TEL(67) 2244
相談日 火曜・木曜日
午前10時～午後3時
久木野庁舎